

昭和42年2月1日京都市交通局公告(京都市交通局公印の印影について)
の一部を次のように改めます。

平成22年4月21日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

第2項第4号を次のように改める。

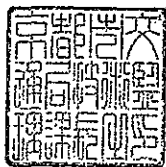
(4) 指定自動車工場用



第5項中第24号を第26号とし、第23号を第25号とし、第22号を
第24号とする。

同項中第21号を次のように改め、同号を第23号とする。

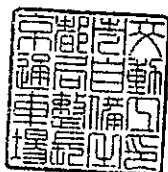
(23) 高速鉄道部技術監理課長の印



同項中第20号を第22号とし、第13号から第19号を2号ずつ繰り下
げる。

同項中第12号の次に次の2号を加える。

(13) 自動車部自動車整備工場長の印



(14) 自動車部業務事務所長の印



附 則

この公告は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用します。

(交通局企画総務部総務課)